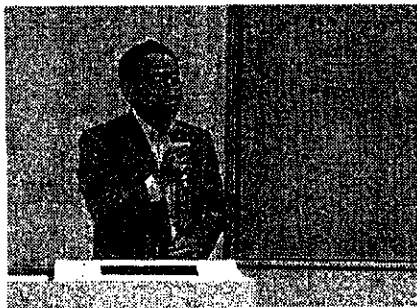


六波羅CIIC理事長が提言

片務性は正で第三者機関

請負契約約款を問題視

片務的な請負契約は正には新たな紛争処理機関が必要。建設業情報管理センター(CIIC)の六波羅昭理事長は、建設工事契約のひな形である現行契約約款について、「片務性は正へ(甲乙問題を仲裁する)第三者機関が必要」との考えを示した。写真、東日本建設業保証と建設産業図書館が事務局を務める建設産業史研究会(藤上輝之代表)が19日に開いた会合で、「工事請負契約約款をめぐる長い戦い」と題した研究発表として提案した。



道府県知事名で公共発注者に勧告できる規定。いわば独禁法の優越的地位乱用(不正な取引方法)が事業者を対象にしているため民間工事が対象であることに對し、業法19条の5は公共発注者向けの位置付けだが、適用事例はない。

一方、甲乙間の立場が対等ではない契約の片務的課題については、甲乙協議での甲の優越的決定権や完成物引きわたしの代金支払いのタイムラグに問題があると指摘。そのうえで現行の紛争処理制度で、「理屈上は

できても発注者を相手に問題を作成する」「第三者機関創設と、紛争手続きをしやすい必要がある」と提言した。現場での甲乙間の紛争は別に、新たに建設業取引相談センターの設置を打ち出している。

六波羅理事長は、建設を「いたかく」という江戸工事の請負の源流が、工事中のリスクから完成保証まですべてのリスクを請負者に負わせる江戸時代の「請書」にあると指摘。そのうえで、引きわたしの支払いの同時履行の原則など請負契約や双務契約であることを基本とし、発注者の優位性に基づく不公正な行為や約款上の片務の問題は是正されていないと指摘した。発注者の優位性に基づき「適用基準を定める必要」行政庁が国土交通相や都

道府県知事名で公共発注者に勧告できる規定。いわば独禁法の優越的地位乱用(不正な取引方法)が事業者を対象にしているため民間工事が対象であることに對し、業法19条の5は公共発注者向けの位置付けだが、適用事例はない。

一方、甲乙間の立場が対等ではない契約の片務的課題については、甲乙協議での甲の優越的決定権や完成物引きわたしの代金支払いのタイムラグに問題があると指摘。そのうえで現行の紛争処理制度で、「理屈上は